

令和5年度 太子町財務書類 概要(一般会計等)

太子町では、固定資産台帳の整備及び複式簿記の導入を前提とした「統一的な基準」により、民間企業会計の考え方を取り入れた財務書類の作成を行っています。これらを町民の皆様に公表することで、財政状況の透明化を図っています。

また、一般会計のほか特別会計や企業会計などを含めた全体財務書類、及び関係団体までを含めた連結財務書類も同時に公表いたします。

貸借対照表(BS)

町にどれだけの資産があるか、その財源の内訳はどのようなものかを表しています。

資産の部(これまで積み上げてきた資産)		
1. 有形・無形固定資産 (道路、学校、庁舎など)	119.5	億円
2. 投資その他資産 (基金、出資金など)	20.8	億円
3. 流動資産 (預金、未収金、財政調整基金など)	20.0	億円
うち、現金預金	2.4	億円
資産合計	160.3	億円
(対前年度)	△0.6	億円

負債の部(将来世代が負担する金額)		
1. 地方債	39.9	億円
2. 退職手当引当金	8.6	億円
3. その他固定負債	0.1	億円
4. その他流動負債	1.6	億円
負債合計	50.2	億円
(対前年度)	△2.7	億円
純資産の部(現在までの世代が負担した金額)		
純資産合計	110.1	億円
(対前年度)	+2.1	億円
負債及び純資産合計	160.3	億円

行政コスト計算書(PL)

1年間の行政活動に係る費用と、活動の対価である収益との対比を表しています。
民間企業における『損益計算書』にあたります。



令和5度末の資産総額は160.3億円、負債総額は50.2億円、純資産総額は110.1億円となっています。
また、資産全体に対する負債の割合は、31.3%となっています。

経常費用(A)	51.0	億円
1. 人にかかるコスト (職員給料など)	12.9	億円
2. 物にかかるコスト (消耗品、光熱水費、修繕費、減価償却など)	16.6	億円
3. 移転支出的なコスト (社会保障給付、町民や団体への補助金など)	21.1	億円
4. その他のコスト (地方債の利子など)	0.4	億円
経常収益(B)	1.4	億円
1. 使用料・手数料 (行政サービスの利用者が負担する手数料など)	0.7	億円
2. その他収益 (貸付金に対する利息、賃借料、その他雑入など)	0.7	億円
純経常行政コスト(C)=(A)-(B)	49.6	億円
臨時損失(D)	4.7	億円
臨時利益(E)	0.1	億円
純行政コスト(C)+(D)-(E)	54.2	億円

資金収支計算書(CF)

資金の流れを示すものであり、性質に応じて3つの活動に区分して資金の流れを表示することで、町がどのような活動に資金を使ったかを表しています。

令和4年度末資金残高	2.1	億円
1. 業務活動収支 (行政サービス実施による収支)	7.5	億円
2. 投資活動収支 (固定資産の購入・売却による収支)	△4.6	億円
3. 財務活動収支 (借入・返済による収支)	△2.6	億円
本年度末歳計外現金預金	0.0	億円
令和5年度末現金預金残高	2.4	億円

業務活動収支は7.5億円のプラスである一方、投資活動収支は4.6億円のマイナス、財務活動収支は2.6億円のマイナスとなり、合計では0.3億円のプラスとなりました。
令和4年度末資金残高と合わせた令和5年度末資金残高は2.4億円となりました。



純資産変動計算書(NW)

貸借対照表に計上されている純資産が、1年間でどのように増減したかを表しています。
純資産の増減は、将来の行政サービスの提供に対する蓄えの増減を意味します。

令和4年度末純資産残高	107.9	億円
1. 純行政コスト	△54.2	億円
2. 財源 (町税収入、国・府からの補助金など)	56.2	億円
3. その他 (無償所管換による変動額など)	0.2	億円
令和5年度末純資産残高	110.1	億円

純資産変動計算書における純行政コストは、「行政コスト計算書の純行政コスト」と一致し、期末純資産残高は「貸借対照表の純資産合計」とそれぞれ一致します。
令和5年度の純行政コストは54.2億円であったのに対し、一般財源は56.2億円で、2.0億円のプラスでした。
寄附等の無償取得による資産変動なども含めた純資産変動額は0.2億円のプラスで、純資産残高は110.1億円でした。



住民1人あたりの換算額

令和6年1月1日の住民人口 12,815人

○住民1人あたりの資産	125.1万円	○住民1人あたりの負債	39.2万円	○住民1人あたりの純資産	85.9万円	○住民1人あたりの純行政コスト	42.3万円
-------------	---------	-------------	--------	--------------	--------	-----------------	--------